

A E D（自動体外式除細動器）仕様書（門真市）

I. 件名：門真市立門真市民プラザA E D（自動体外式除細動器）賃貸借契約

契約台数：2台

賃貸借期間：令和8年7月16日から令和13年4月30日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

設置場所：別紙のとおり（門真市民プラザ正面玄関に1台、門真市民プラザ体育館管理人室に1台）

II. A E Dの機器仕様詳細

（1）機能

1. 救急蘇生法の指針2020（市民用）に適合する機器であること。
2. 電気ショック出力波形は二相性であること。
3. 機器の機能を毎日自動的に点検するセルフテスト機能を有し、異常時は音と、表示色で警告できること。
4. フタを開けることにより自動的に電源が入る等、操作性が簡便であること。
5. 音声ガイドで簡便に操作ができること。
6. 種々の体型や体位に対応可能な2枚に分かれた電極パッドであること。
7. 高さ10cm程度、幅20cm程度、奥行き30cm程度、重さは約3.0kg以下であること。
8. 動作・待機時の温度条件は、0℃～50℃の範囲であること。
9. A E Dの電極パッド有効期限切れ、バッテリー残量切れなどの場合に、メールにて通知し、A E Dのダウンタイムを極力短くできるようリモート監視が可能であること。
10. A E Dの稼働状況、電極パッドの有効期限、バッテリーの残量を常時WEB上で確認できること。
11. 収納ケース、自立スタンドがなくてもA E Dのリモート監視が可能であること。また、新たな配線工事等を行わなくても、運用を開始できること。
12. 電極パッドは本体に接続された状態で本体内に保管されていること。
13. 成人／小児モードを切り替えることができる切替スイッチが本体に標準装備されていること。

（2）安全性

医療電気機器の安全に関する規格に適合していること

（3）製品構成

- ① A E D（自動体外式除細動器）本体×1
- ② 除細動パッド（ケーブル等を含む）×2
- ③ キャリングケース×1
- ④ 取扱説明書
- ⑤ レスキューセット×1（内容は下記の各1個から構成する）
 - ・衣服切除用ハサミ
 - ・体毛切除用カミソリ
 - ・汗等水分払拭用ガーゼ又は不織布

- ・人工呼吸用一方向弁付きフェイスマスク ・感染防止用手袋 ・以上を収納する袋

⑥ A E D設置表示：設置を示す表示板またはシール×必要数

III. 収納場所

門真市民プラザ正面玄関、門真市民プラザ体育館管理棟の指定する場所とし、設置まで責任を持って行うこと。

設置・調整費は金額に含むこと。

契約期間内に門真市民プラザ内で収納場所を変更する場合は、再設置を追加料金なしで行うこと。

IV. 納入期限

令和8年7月15日

V. 付帯条件

①賃貸借契約とし賃貸借料は、毎月ごとの支払いとする。

本契約は令和13年4月30日までとするが長期継続契約、門真市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号に基づく長期継続契約であるため、翌年度以降において予算の減額又は削減があった場合は、契約を変更または解除することがあります。

②請求方法

- ・ 門真市民プラザ正面玄関分の請求は、生涯学習課社会教育・文化振興グループにする。
- ・ 門真市民プラザ体育館管理棟分の請求は、生涯学習課スポーツ振興グループにする。

③支払方法

- ・ 毎月払い

④料金内にて以下のサービスを付帯すること

- ・ 契約受注者の責任において、除細動パッド等消耗品について使用期限前に各施設に送付すること
- ・ 365日24時間、対応可能なコールセンターを有し、随時、質問・故障・消耗品交換等の対応が可能であること
- ・ 実使用時に必要な消耗品の交換（郵送等で可）が発生した場合、追加料金なしで行うこと
- ・ 契約期間中、故障・盗難・破損（故意および使用者の重過失、天災等は除く）等の場合、機器の交換・修繕等を追加料金なしで行うこと
- ・ A E D（自動体外式除細動器）納入時に取扱説明を対面で実施すること
- ・ 消耗品の交換を行った場合、生涯学習課スポーツ振興グループ担当者に必ず書面にて連絡すること

《理由》

A E D（自動体外式除細動器）は、心停止における緊急事態に対応する機器であることから、出来得る限り機能が使用できる状態を維持することが重要である。

しかし、消耗品であるバッテリー、除細動パッドには使用期限が存在するため、契約受注者の責任として、使用期限管理を含め、消耗品の交換を行う等のサービス体制を有していることが重要と判断する。

⑤仕様書の内容について質疑が生じたときは、門真市生涯学習課スポーツ振興グループと協議の上決定する。

以上